

宇佐市週休2日試行工事実施要領

(趣旨)

第1条

本要領は、建設業における働き方改革の推進の一環として、労働環境の改善に向けた意識向上及び将来の担い手の確保に資するため、建設業界における週休2日の普及に向けての効果及び課題を把握することを目的に「週休2日試行工事」を実施するものである。

なお、「週休2日試行工事」の対象のうち、受注者が週休2日による工事実施を希望し、受発注者間で協議が整った場合に、「週休2日試行工事」を実施することができる「受注者希望型」とする。

(対象工事)

第2条

宇佐市が発注する建設工事。対象工事は特記仕様書に週休2日試行工事であることを明示する。ただし、以下の工事は除く。

なお、建築一式工事に付帯して複数の工事が分離発注される場合は、すべての工事が週休2日試行工事の対象となる。

- ① 竣工時期や作業時間の制約が厳しい工事(出水期における河川区域内工事など)
- ② 緊急を要する工事(災害復旧工事など)
- ③ その他発注者が指定する工事

(週休2日の定義)

第3条

本要領における「週休2日」とは、工事の着手前に4週間のうち6日間以上の休日を定め、休日には現場での作業(現場事務所での作業を含む)は一切行わず、1日を通して現場閉所又は現場休息することをいう。

対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とし、年末年始(6日間)、夏季休暇(3日間)、工場製作のみを実施している期間、余裕期間を設定した工事における余裕期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とする期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まないものとする。

なお、雨天等による天候不良で現場閉所した場合は、週休2日の休日に振替えることができるものとする。

休日の形態は、適用する積算基準に応じ、下記のとおりとする。

(1) 一般土木事業及び建築・設備事業による工事は以下のとおりとする。

- ① 4週8休:4週間のうち、8日間以上の休日を定め確保することをいう。

- ② 4週7休：4週間のうち、7日間の休日を定め確保することをいう。
- ③ 4週6休：4週間のうち、6日間の休日を定め確保することをいう。

(2) 港湾・漁港事業による工事は以下のとおりとする。

- ① 4週8休：4週間のうち、その期間に含まれる「土曜」「日曜」「祝日」の日数分の休日を確保することをいう。

(3) 現場での作業に該当しない作業

- ① 臨機の措置(異常気象時等における現場対応や安全パトロール等)
- ② 資材納入、交通誘導、調査業務、運搬業務等の建設工事の請負契約に該当しない作業
- ③ その他、受発注者の協議により必要と認められた作業

(実施内容)

第4条

(1) 受注者による意思表示

受注者は、下記内容について確認した上で、施工計画書提出時に「週休2日試行工事」実施の意向について、書面にて監督員に報告する。

週休2日試行工事を行うことでの工期変更は認められない。

作業日が恒常的な残業となってはならない。

建築一式工事にあっては、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、すべての工事において実施する合意が必要である。

(2) 計画工程表の提出

受注者は、施工計画書提出時に週休2日の休日取得計画が確認できる工程表（任意様式）を監督員に提出する。

計画工程表の作成に当たっては、第3条「週休2日の定義」を反映させることとする。

(3) 看板等による表示

受注者は、「週休2日試行工事」である旨を看板等で現場に掲示する。

(4) 実施報告

受注者は、実施工程表等により休日の取得状況をとりまとめ、宇佐市公共工事請負契約約款第11条に基づく履行報告書と合わせて提出する。

また、監督員の指示により、作業日報、出勤簿等の提示を求められた際には提示する。

(5)休日の変更

不測の事態等によりやむを得ず、予定している休日に作業を行う必要が発生する場合は、作業発生日の前後6日以内に振替えることができるものとする。

また、天候不良については、不測の事態等と認める。

(6)監督員の対応

監督員は、緊急を要する工事等やむを得ない場合を除き、休日の前日等、休日中の作業が発生するような指示は行わない。

監督員は、受注者から提出された実施報告資料により休日の取得状況を確認する。

なお、一期間が28日に満たない場合は、率(第5条(1)(ア)の表)により達成状況を判断するものとする。

(労務費・工事成績等の取扱い)

第5条

(1) 労務費等の取扱い

第4条「実施内容」に基づき週休2日が達成できた場合、休日の形態に応じ、労務費等に補正係数を乗じて増額変更する。

なお、補正係数等については、達成できた休日の形態のうち最少を適用するものとし、休日の取得状況が4週6休に満たないもの、及び工事着手前に週休2日に取組むことについて協議が整わなかつたもの(受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む)については、変更の対象としない。

(2) 工事成績評定の取扱い

第4条「実施内容」に基づく計画において、4週8休の休日の形態が完全に達成できた場合についてのみ、下記項目において評価する。なお、達成出来なかった場合においても減点は行わない。

① 土木工事

- ・監督員① 5.創意工夫 I.創意工夫
- ・監督員② 2.施工状況 II.工程管理

② 建築・設備工事

- ・監督員① 5.創意工夫 ■その他
- ・監督員② 2.施工状況 II.工程管理

(その他)

第6条

本要領に定めのない事項については、受発注者間で協議して定めるものとする。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。